

議員提出第4号

養育費の立替払いの制度作りを求める意見書

吉川市議会会議規則第13条の規定により、上記意見書を別紙のとおり提出する。

平成31年3月20日

提出者 吉川市議会議員 濱田 美弥

賛成者 吉川市議会議員 小林 昭子

〃 稲垣 茂行

〃 雪田 きよみ

吉川市議会議長 中 嶋 通 治 様

提 案 理 由 口 頭

## 養育費の立替払いの制度作りを求める意見書

厚生労働省によれば、日本の子どもの貧困率は13.9%（2015年）で、17歳以下の子どもの約7人に1人が経済的に困難な状況にあります。世界的に見ても日本の子どもの貧困率は高いという現実を前に、2013年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が成立しました。また、「全国ひとり親世帯等調査」（2016年度）によると、ひとり親世帯の56%が、養育費を「受けたことがない」と答えています。子どもの貧困の放置は、子どもたちの将来が閉ざされてしまうだけでなく、社会的損失につながります。

諸外国では行政が主体となり、養育費を確保する支援を実施しています。例えば、アメリカやイギリスでは養育費を支払わない非同居親に対して、行政による給料からの天引きなどの徴収が行われるほか、運転免許の停止（米）や最長6週間の収監（英）等が定められています。ほかにもスウェーデン、ドイツ及びフランスでは、養育費が支払われていない場合は、国による立替払いが行われ、非同居親に対して請求及び徴収をしています。

養育費が支払われなかった場合、ひとり親が裁判などを起こしながら自分で取り立てることは容易ではありません。また、自治体などの相談窓口を利用するのも時間の制約があり、迅速な対応をするにも厳しい現実があります。しかし、子どもの養育は、親が2人で責任を持つべきです。民法766条1項でも「子の利益を最も優先して考慮しなければならない」と定めています。

兵庫県明石市では「明石市養育費立替パイロット事業」を試験的に行っています。この事業は市が業務委託した保証会社が、養育費を受け取れていないひとり親家庭に対し養育費の不払い分を立て替えて支払い、別居親に対し立替分を督促して回収する事業で、ひとり親家庭と保証会社との間で養育費保証契約を結び、市は初回の年間保証料（上限5万円）を負担します。

養育費支払いの滞り・支払拒否などを起こさないように、子どもの養育にしっかりと親が関わり、親の離婚において子どもが受ける経済的不利益を軽減するように、早期の法整備を求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成31年3月20日

埼玉県吉川市議会

提出先  
衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣

厚生労働大臣